

甲府市情報行政システム更改・運用業務
(基幹業務系)

事業契約書

令和9年3月

甲府市

前 文

甲府市（以下「発注者」という。）と株式会社●●（以下「受注者」という。）は、本事業の実施に関して、次のとおり合意する。

1. 委託業務名 甲府市行政情報システム更改・運用業務（基幹業務系）
2. 委託場所 第14条記載のとおり
3. 委託期間 令和9年3月●●日～令和21年3月31日
4. 契約金額 金●●●●●●●●円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●●●●●●●円）
但し、その内訳金額は以下のとおり
 初期費用
 税抜対価：金●●●●●●●●円
 消費税等：金●●●●●●●●円
 税込総額：金●●●●●●●●円
 サービス費用
 税抜対価：金●●●●●●●●円
 消費税等：金●●●●●●●●円
 税込総額：金●●●●●●●●円
 なお、本契約締結後に消費税及び地方消費税の税率が変更された場合の契約金額及びその内訳の取扱いは、第33条の定めるところによるものとする。
5. 契約保証金 免 除

上記事業について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、本契約の締結及びその履行に際し、発注者は本事業が民間事業者の創意工夫により実施されることを、受注者は本事業が発注者のサービスを支える基盤としての公共性を有することを、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

目 次

第1章 総 則	1
第1条（目 的）	1
第2条（用語の定義）	1
第3条（総 則）	2
第4条（本事業の概要）	2
第5条（本事業の実施）	3
第6条（権利義務の譲渡等）	3
第7条（受注者の資金調達等）	3
第8条（許認可及び届出等）	3
第2章 業務実施体制	3
第9条（公共側の体制及び責任）	3
第10条（受注者の体制及び責任）	4
第11条（業務従事者）	4
第12条（主任担当者の選定）	4
第13条（情報提供及び改善提案）	4
第14条（業務実施場所）	5
第3章 システム構築業務及び運営・保守業務	5
第1節 プロジェクトマネジメント業務	5
第15条（プロジェクトマネジメントの実施）	5
第16条（プロジェクトマネジメントの範囲）	5
第2節 システム構築業務	5
第17条（システム仕様書の作成）	5
第18条（システム仕様書の検査）	6
第19条（詳細設計及び構築）	6
第20条（テスト計画書の作成及び承認）	6
第21条（本件システムのテスト）	6
第3節 システム運営管理業務	7
第22条（システム運営計画書）	7
第23条（システムの運営管理）	7
第24条（本件システムの稼働時期）	7
第25条（職員研修業務）	7
第26条（導入時支援業務）	8
第27条（サポートデスク業務）	8
第4章 業績監視	8
第28条（サービス仕様等の確保）	8
第29条（サイバー攻撃及びシステム障害発生時の緊急対応等）	9
第30条（モニタリング）	9
第31条（サービス仕様等を満たさない場合等の措置）	9
第5章 受注者に対する支払及び業務内容・範囲等の変更	10
第32条（対価の支払）	10
第33条（消費税及び地方消費税）	10
第34条（業務内容・範囲等の変更及び対価の見直し）	10
第35条（大規模法制度改正対応）	10
第36条（業務追加対応）	11
第37条（機能追加対応）	11

第6章 著作権その他の知的財産権	11
第38条（知的財産権の取扱い）	11
第39条（著作権の帰属）	12
第40条（著作者人格権）	12
第41条（権利侵害に関する保証）	12
第7章 秘密保持及び個人情報の保護	13
第42条（個人情報保護）	13
第43条（守秘義務）	13
第44条（個人情報保護義務・守秘義務違反の場合の措置）	13
第8章 契約期間及び契約の終了	14
第45条（契約期間）	14
第46条（受注者の帰責事由による契約の終了）	14
第47条（談合その他不正行為による発注者の解除権及び公正入札違約金）	15
第48条（発注者の帰責事由による契約の終了）	16
第49条（法令変更及び不可抗力による契約の終了）	16
第9章 表明保証及び誓約	17
第50条（受注者の表明保証及び誓約）	17
第51条（契約終了後の措置）	17
第52条（表明保証及び誓約違反の場合の損害賠償）	18
第10章 その他	18
第53条（損害賠償責任）	18
第54条（増加費用等）	18
第55条（第三者損害等）	18
第56条（契約不適合責任）	19
第57条（公租公課の負担）	19
第58条（協議）	19

別紙関係

- 別紙1 プロジェクト計画書（事業者作成）
- 別紙2 調達仕様書
- 別紙3 システム要件書
- 別紙4 サービス要件書
- 別紙5 BPO要件書
- 別紙6 個人情報取扱特記事項

第1章 総 則

第1条（目 的）

本契約は、発注者及び受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

第2条（用語の定義）

本契約中に用いられている用語は、特に定める場合を除き、以下に規定する意味を有する。

用語	意味
運営管理期間	本件システムの各システムにつき、システム稼働開始予定日から令和21年3月31日までの期間。
研修計画書	第25条第2項に基づき作成される、職員研修業務の詳細について定めた計画書。
事業関係図書	発注者が本事業に関連して提示した募集要項等その他本事業の過程で合意され、または提案された書類、受注者が事業者選定の過程及び選定後の業務遂行の過程において提出した一切の資料。
システム運営管理業務	別紙2に定める基本サービスに基づき、本件システムを運営・管理する業務。
システム運営計画書	第22条に基づき作成される、本件システムの運営管理業務の詳細について定めた計画書。
システム稼働開始予定日	別紙1に記載された、本件システムの各システムを稼働させ、運営管理業務を開始すべき日。
システム構築業務	本契約に基づき、甲府市の行政事務の遂行に必要な情報システムを設計・構築する業務。
システム仕様書	第17条第1項に基づき作成される、本件システムの仕様について定めた書類。
仕様書等	本契約書に付属する仕様書、仕様書に添付された文書及び提案書並びにその他の書類で明記したすべての内容
職員研修業務	発注者の担当職員に対する、本件システム習熟のための研修業務。
主任担当者	プロジェクトマネージャー及び同等の業務を行う者を意味する。
サポートデスク運営計画書	第27条第2項に基づき作成される、サポートデスク業務の詳細について定めた計画書。
サポートデスク業務	発注者の担当職員からの問い合わせ等に対応する支援サービス。
テスト計画書	第20条に基づき作成される、システムの稼働及び業務運用の品質を確保するためのテスト（テスト計画書及び運用テスト計画書）の詳細を定めた書類。
導入支援計画書	第26条第2項に基づき作成される、導入時支援業務の詳細について定めた計画書。

導入時支援業務	本件システム導入後一定期間、導入時の発注者の業務を支援する業務。
法令等	法律・命令・条例等の公的規定に加え、行政指導やガイドライン、裁判所の判断、公的機関の定める規定（地方公共団体情報システム機構のポリシー等含む）。
募集要項等	発注者によって公表された本事業に関する募集要項及び附属資料。
本件システム	システム構築業務により構築されるシステムを個別に又は総称したもの。
本事業	情報システム更新・運用業務の委託事業。
モニタリング実施計画書	別紙２に基づき、契約締結後に発注者及び受注者による協議の上、モニタリングの方法や項目等の詳細を定めた書面。

第3条（総 則）

- 1 発注者及び受注者は、本契約及び事業関係図書に従って本契約を履行しなければならない。
- 2 本事業を遂行するために必要な一切の手段については、本契約及び事業関係図書に別段の定めがある場合を除き、発注者の要望がある場合は当該要望を踏まえて、受注者がその責任において定めるものとする。
- 3 発注者が、本契約に基づき行うべき受注者に対する支払を遅延した場合には、当該未払額につきその遅延日数に応じ、当該支払遅延が生じた最初の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。この場合において、遅延利息に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 受注者が、本契約に基づき行うべき発注者に対する支払を遅延した場合には、当該未払額につきその遅延日数に応じ、当該支払遅延が生じた最初の日における民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率を乗じて計算した遅延利息を発注者に支払うものとする。この場合において、遅延利息に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 5 本契約及びこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、申出、承認、承諾及び解除は、本契約に特段の定めがない限り、書面により行わなければならない。
- 6 本契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 本契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 本契約及び事業関係図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 本契約に関する紛争又は訴訟については、甲府地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第4条（本事業の概要）

本事業は、プロジェクトマネジメント業務、システム構築業務及びシステム運営管理業務並びにこれらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。本事業は、発注者が

かかる業務により提供されるサービスを受けるために行われるものであり、発注者は本件システムを構成するソフトウェア及びハードウェア等を、発注者が保有することが合理的であると発注者が認める場合を除き、原則として保有しないものとする。

第5条（本事業の実施）

- 1 受注者は、別紙1記載のスケジュール、業務体制及び業務内容に従い、本事業を実施しなければならない。
- 2 受注者は、別紙1に従った本事業の実施が困難になったと認めたときは（スケジュールの遅延を含むがそれに限られない。）、その旨を直ちに発注者に通知し、発注者との間で対応について協議しなければならない。
- 3 前項の協議の結果、発注者が必要と認めたときは、発注者及び受注者で合意の上、別紙1の内容を変更することができる。

第6条（権利義務の譲渡等）

- 1 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合を除き、本契約により生じる権利又は義務を第三者に対して譲渡、承継、担保提供その他一切の処分（会社分割や合併による包括承継を含む。）をしてはならない。
- 2 発注者は、合理的な理由がある場合を除き、前項に定める承諾の留保又は遅延をしないものとする。

第7条（受注者の資金調達等）

- 1 本契約上の受注者の義務の履行に関連する一切の費用は、他に別段の規定がない限り、全て受注者が負担するものとする。
- 2 本事業に関する受注者の資金調達は、全て受注者の責任において行うものとする。

第8条（許認可及び届出等）

- 1 本契約に基づく受注者の義務を履行するために必要な許認可がある場合には、受注者が自らの責任と費用負担において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても、受注者が自らの責任と費用負担において提出するものとする。
- 2 発注者は、受注者からの要請がある場合は、受注者による許認可の取得、届出及びそれらの維持等に必要な資料の提供その他について合理的な範囲において協力するものとする。
- 3 受注者は、必要な許認可の取得の遅延により増加費用が生じた場合、当該増加費用を負担するものとする。但し、当該遅延が専ら発注者の責めに帰すべき場合は、発注者が当該増加費用を負担するものとする。

第2章 業務実施体制

第9条（公共側の体制及び責任）

発注者及び発注者が指定する者（以下、あわせて「発注者等」という。）は、本事業が円滑に推進するよう実務上可能な範囲で、受注者に協力するよう努力するものとする。

第10条（受注者の体制及び責任）

- 1 受注者は、本事業の全部を一括して第三者に委託（業務委託契約、委任契約、請負契約その他契約の名称類型を問わない。本条において、以下も同じ。）してはならない。
- 2 受注者は、本事業の一部を第三者に委託しようとするときは、当該委託契約締結予定日の14日前までに、発注者に対し、その者の商号、名称等必要な事項を書面により通知し、発注者の承認を得なければならない。受注者は、当該第三者に、本事業の全部又は一部をさらに第三者に委託させてはならない。
- 3 受注者は、前項に定めるところにより発注者の承認を受けた第三者（以下「受注者の委託先等」という。）の責めに帰すべき事由は、すべて受注者の責めに帰すべき事由とみなし、受注者は発注者に対し、受注者の委託先等と連帯して一切の責任を負う。
- 4 本事業の一部を第三者に委託した場合は、「甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、「再委託体系図」を作成し、発注者へ提出するものとする。

第11条（業務従事者）

- 1 本事業に従事する受注者の従業員（以下「業務従事者」という。）の選定は、受注者がこれを行う。
- 2 受注者は、労働基準法その他の関連法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する本件業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。
- 3 受注者は、本事業遂行上、業務従事者が発注者等の事務所等に立ち入る場合、発注者等の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとする。

第12条（主任担当者の選定）

- 1 発注者及び受注者は、本契約締結後すみやかに、本事業を円滑に遂行するため、それぞれ本事業の主任担当者1名を選任し、お互いに書面をもって相手方に通知する。
- 2 受注者が本事業の主任担当者を変更するには、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければならない。発注者が本事業の主任担当者を変更する場合は、事前に受注者に書面をもって通知する。
- 3 発注者及び受注者は、本契約に定めた事項のほか、本事業遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は、原則として主任担当者を通じて行うものとする。但し、別紙1において別途定めがある場合は、その定めに従うものとする。

第13条（情報提供及び改善提案）

- 1 発注者等及び受注者は、本事業により提供されるサービス全体の最適化を図るために必要な情報を、随時相手方に提供するものとする。
- 2 受注者は、仕様書等に定めるサービス仕様又は業務仕様を維持するために必要があると認めたときは、本事業の品質改善又は効率化を図るための改善計画を立案し、別紙2に定める基本サービスの範囲内でこれを自ら行うものとする。
- 3 受注者は、必要があると認めたときは、必要な事項について、別紙4に従い、発注者に改善提案を行うものとする。なお、改善提案の範囲は本事業に直接関係する事項に限らない。

第14条（業務実施場所）

- 1 受注者は、本事業を、別紙1に記載の場所で行う必要がある。
- 2 受注者は、事前に発注者の書面による承認を得た場合に限り、別紙1記載の本事業の実施場所を変更することができる。

第3章 システム構築業務及び運営・保守業務

第1節 プロジェクトマネジメント業務

第15条（プロジェクトマネジメントの実施）

- 1 受注者は、自らの責任と費用負担において、別紙1に従い、仕様書等に定めるサービス仕様及び業務仕様を満たすことが可能になるようプロジェクトのマネジメント（発注者の他のシステムに関連する業務を行う事業者との間の調整も含む。）を行うものとする。
- 2 受注者はプロジェクトマネジャーを1名選任し、進捗管理、課題管理、要望管理、品質管理、レビュー管理、リスク管理、体制管理、スキル管理及びコスト管理等のマネジメント業務を行うものとする。
- 3 プロジェクトマネジャーは、本事業が十分に遂行可能となるようプロジェクトメンバーを選任しなければならない。プロジェクトリーダーの変更等、プロジェクトの遂行に影響を与えるようなメンバー変更を行う際には、事前に発注者の承諾を得なければならない。また、選任されたメンバーについて、発注者が本事業の十分な遂行が可能でないと認める場合は、受注者は、発注者の求めに応じて、人員体制の補充等の適切な措置をとらなければならない。
- 4 プロジェクトマネジャーは、受注者の本事業に関わる担当者ないし関係者全てを統括する者として、発注者等と常にコミュニケーションを取り、本契約に定める全ての交渉、作業及び成果物の管理を行わなければならない。

第16条（プロジェクトマネジメントの範囲）

- 1 受注者は、事業関係図書及び別紙1に規定する範囲においてプロジェクトを構成する全ての作業について、自己の責任においてマネジメントを行うものとする。
- 2 受注者は、発注者等が主体となる作業についても、作業期間及び資源の確保、進捗の管理等、プロジェクトマネジメントについて責任を負わなければならない。
- 3 受注者は、随時、自主的な業務改善に取り組み、発注者に対してその報告を行うものとし、また、月次及び年次の実績報告を行うものとする。

第2節 システム構築業務

第17条（システム仕様書の作成）

- 1 受注者は、自らの責任と費用負担において、別紙1に従い、仕様書等に定めるサービス仕様及び業務仕様を満たすことが可能なシステム仕様書の作成業務を行うものとする。
- 2 システム仕様書の作成業務の実施に際し、受注者は発注者に対して必要な協力を要請できるものとし、発注者は受注者から協力を要請された場合はすみやかに実務上可能な範囲で応ずるものとする。
- 3 受注者は、基本設計に基づくシステム仕様書を作成し、別紙1に定める期限までに発注者に

提出しなければならない。

第18条（システム仕様書の検査）

- 1 受注者は、システム仕様書を提出すると同時に、本件システムの各システムのプロトタイプ等を用いたシステム仕様の確認作業を提供しなければならない。
- 2 発注者は、受注者から前条に定めるシステム仕様書を受領し、システム仕様の確認作業を依頼された場合は、システム仕様書の内容が事業関係図書、その他発注者の要求に適合するか否かを確認し、受注者に対し、当該システム仕様書受領及びシステム確認作業提供を終了した日から1ヶ月以内に合格ないし不合格を通知するものとする。次項により再提出されたシステム仕様書を受領しシステム仕様の確認作業を受けた場合も同様とする。発注者が受注者に対し、システム仕様書の受領及びシステム仕様の確認作業提供から1ヶ月以内に、合理的な理由なく、何らの通知又は指示をしない場合には、発注者が別紙1に適合する旨の通知をしたものとみなす。
- 3 発注者は、システム仕様書の内容が事業関係図書、その他発注者の要求に適合しないと認めるときは、受注者に是正を求め、システム仕様書の再提出を求めることができる。

第19条（詳細設計及び構築）

- 1 受注者は、前条第2項に基づく合格通知を発注者から受領した後、自らの責任と費用負担において、別紙1に従い、システム仕様書に基づく本件システムの詳細設計及び構築業務を行うものとする。
- 2 本件システムの詳細設計及び構築業務の実施に際し、受注者は発注者に対して必要な協力を要請できるものとし、発注者は受注者から協力を要請された場合はすみやかに実務上可能な範囲で応ずるものとする。

第20条（テスト計画書の作成及び承認）

受注者は、次条に定める本件システムのテストの基準となる仕様書、運用リスク分析、テスト項目、テストデータ、テスト方法及びテスト期間等を定めたテスト計画書を作成して、テスト開始予定日の1か月前までに発注者に提出し、発注者の承認を受けなければならない。発注者は、合理的理由なくかかる承認を拒絶しない。発注者が受注者に対し、テスト計画書受領から14日以内に、合理的な理由なく、何らの通知又は指示をしない場合には、発注者はテスト計画書を承認したものとみなす。

第21条（本件システムのテスト）

- 1 受注者は、発注者から前条の承認を受けたときは、テスト計画書に基づき、本件システムの内容がシステム仕様書、その他発注者の要求に適合するか否か等についてのテストを実施するものとし、本件システムが実際の運営環境で運用リスクが無く稼働可能であることを確認した後、テスト計画書に定める期限内に、その結果をテスト計画書に定める様式の報告書（以下「テスト結果報告書」という。）として提出するものとする。なお、発注者等は、受注者に事前に通知した上でテストに立ち会うことができる。
- 2 発注者は、受注者に対し、テスト結果報告書を受領したときは、受領後14日以内に当該報告書を承認するか否かを受注者に通知するものとする。発注者はテスト結果報告書を検討した上で、前条のテストがテスト計画書に従っていないとき、本件システムの内容がシステム仕

様書、その他発注者の要求に適合しないと認めるとき、又は本件システムが仕様書等に定めるサービス仕様又は業務仕様を満たすことが明らかに不可能であると認めるときは、受注者には是正を求め、本件システムの修正を求めることができる。この場合の本件システムの再テストに関する手続については、前条並びに本条第1項及び第2項の規定を準用する。発注者が受注者に対し、テスト結果報告書受領から14日以内に、合理的な理由なく、何らの通知又は指示をしない場合には、発注者がテスト結果報告書を承認したものとみなす。

- 3 発注者は、本件システムの運営管理期間中であっても、本件システムがシステム仕様書、仕様書等に定めるサービス仕様又は業務仕様に適合しない事実が発見されたときは、受注者に対し、本件システムの修正を求めることができる。この場合の本件システムの再テストに関する手続については、前条並びに本条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 4 受注者は、発注者の求めに従って前項の修正及びテストを実施する場合は、稼働中の本件システムの運営管理に最も影響の少ない方法をもって実施しなければならない。

第3節 システム運営管理業務

第22条（システム運営計画書）

受注者は、運営管理期間開始の2ヶ月前までに、別紙1及び別紙2に基づき、仕様書等に定めるサービス仕様又は業務仕様に従った運営期間中にわたる本件システムの運営管理業務の詳細計画を定めたシステム運営計画書を作成して発注者に提出し、本件システムの運営管理業務開始前に発注者の承認を得なければならない。発注者は、合理的理由なくかかる承認を拒絶しない。発注者が受注者に対し、システム運営計画書受領から14日以内に、合理的な理由なく、何らの通知又は指示をしない場合には、発注者がシステム運営計画書を承認したものとみなす。

第23条（システムの運営管理）

- 1 受注者は、自己の責任と費用負担において、運営管理期間中、別紙1、別紙2及びシステム運営計画書に基づき、仕様書等に定めるサービス仕様又は業務仕様に従い本件システムの運営管理業務を行うものとする。
- 2 本件システムの運営管理業務の実施に際し、受注者は発注者に対して必要な協力を要請できるものとし、発注者等は受注者から協力を要請された場合はすみやかに実務上可能な範囲で応ずるものとする。

第24条（本件システムの稼働時期）

受注者は、本件システムの各システムについてそれぞれシステム稼働開始予定日から、各システムを稼働させ、運営管理業務を開始しなければならない。

第25条（職員研修業務）

- 1 受注者は、自己の責任と費用負担において、別紙1及び研修計画書に従い、発注者の担当職員に対して本件システムの各システムについての職員研修業務を行うものとする。
- 2 受注者は、職員研修業務の開始の日の1ヶ月前までに、前項に規定する研修計画書を作成して発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。発注者は、合理的理由なくかかる承認を拒絶しない。発注者が受注者に対し、研修計画書受領から14日以内に、合理的な理由なく、何らの通知又は指示をしない場合には、発注者が研修計画書を承認したものとみなす。

- 3 受注者は、本契約の期間中、職員研修業務を別紙1及び研修計画書の記載に基づき定期的に実施するほか、随時担当職員からの問い合わせに応じなければならない。
- 4 職員研修業務の実施に際し、受注者は発注者に対して、研修場所の提供等必要な協力を要請できるものとし、発注者は受注者から協力を要請された場合はすみやかに実務上可能な範囲で応ずるものとする。

第26条（導入時支援業務）

- 1 受注者は、自己の責任と費用負担において、本件システムの各システム稼働開始後、発注者が要望する合理的期間中、別紙1及び導入支援計画書に基づき、導入支援担当者を選任し、発注者等に対する支援業務を行わせるものとする。
- 2 受注者は、導入時支援業務の開始の日の1ヶ月前までに、前項に規定する導入支援計画書を作成して発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。発注者は、合理的理由なくかかる承認を拒絶しない。発注者が受注者に対し、導入支援計画書受領から14日以内に、合理的な理由なく、何らの通知又は指示をしない場合には、発注者が導入支援計画書を承認したものとみなす。
- 3 導入支援担当者は、本件システムの各システム稼働開始後の発注者の担当職員の負担を軽減するための業務を行うものとする。
- 4 導入時支援業務の実施に際し、受注者は発注者に対して、人材受け入れ体制の整備等必要な協力を要請できるものとし、発注者は受注者から協力を要請された場合はすみやかに実務上可能な範囲で応ずるものとする。

第27条（サポートデスク業務）

- 1 受注者は、自己の責任と費用負担において、運営管理期間中、別紙1及びサポートデスク運営計画書に基づき、発注者の担当職員又は発注者の業務委託先等からの問い合わせ等に対して回答を行うなど、担当職員を支援するサービスを実施するものとする。
- 2 受注者は、サポートデスク業務の開始の日の1ヶ月前までに、前項に規定するサポートデスク運営計画書を作成して発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。発注者は、合理的理由なくかかる承認を拒絶しない。発注者が受注者に対し、サポートデスク運営計画書受領から14日以内に、合理的な理由なく、何らの通知又は指示をしない場合には、発注者がサポートデスク運営計画書を承認したものとみなす。
- 3 サポートデスク業務の実施に際し、受注者は発注者に対して、サポートデスク業務の運営に必要な協力を要請できるものとし、発注者は受注者から協力を要請された場合はすみやかに実務上可能な範囲で応ずるものとする。

第4章 業績監視

第28条（サービス仕様等の確保）

受注者は、契約期間を通じて、仕様書等に定めるサービス仕様及び業務仕様を満たすように、本事業を実施しなければならない。受注者による本事業の実施が仕様書等に定めるサービス仕様及び業務仕様を満たさない場合には、これを満たすまで受注者の費用と責任においてシステムの変更、人員の追加、機器の調達等必要な作業を行わなければならない。

第 29 条（サイバー攻撃及びシステム障害発生時の緊急対応等）

- 1 受注者は、本件システムに対するサイバー攻撃、不法侵入、マルウェア感染、不正アクセス、セキュリティホール悪用の悪用若しくはそのおそれ、又は本件システムの停止若しくは重大な機能低下（以下、あわせて「サイバーインシデント等」という。）を検知し、又はその発生を覚知したときは、理由の如何を問わず、直ちに発注者にその旨を報告しなければならない。
- 2 受注者は、前項の事態が発生したときは、直ちに自らの責任において、システムの隔離、不正アクセスの遮断、代替手段への切り替えその他被害の拡大を防止し本件システムを緊急復旧するための必要な措置（以下「緊急応急措置」という。）を講じなければならない。
- 3 受注者は、緊急応急措置の実施と並行して、速やかに事態の発生原因の特定、被害範囲及び流出データの有無等についての詳細な調査を実施し、その進捗状況及び結果を発注者に逐次報告しなければならない。
- 4 受注者は、原因調査の結果を踏まえ、遅滞なく再発防止策を策定し、発注者の承認を得た上で、速やかに当該再発防止策を実施しなければならない。
- 5 発注者は、サイバーインシデント等の発生に伴い、必要と認めるときは、受注者に対して立入検査を行い、又は第三者の専門機関によるセキュリティ監査の実施を求めることができ、受注者はこれに全面的に協力しなければならない。
- 6 本条に定める措置等に要する費用は、サイバーインシデント等が受注者の責めに帰すべき事由により発生した場合は受注者が負担し、発注者の責めに帰すべき事由により発生した場合は発注者が負担する。発注者及び受注者の双方に責めに帰すべき事由がある場合は、その寄与の程度を考慮し、両者が協議の上、負担割合を定めるものとし、いずれの責めにも帰すことができない場合又は原因を特定できない場合の費用負担については、両者が協議の上定めるものとする。

第 30 条（モニタリング）

- 1 受注者による仕様書等に定めるサービス仕様及び業務仕様を満たす本事業の実施を確保するため、発注者及び受注者は、別紙 2 及びモニタリング実施計画書に基づき、各自の費用と責任で仕様書等に定めるサービス仕様及び業務仕様を満たすサービスの提供が行われているか否かにつき本事業のモニタリング（業績監視）を行うものとする。
- 2 受注者は、本業務の運用開始予定日の 2 ヶ月前までに、前項に規定するモニタリング実施計画書を作成して発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。
- 3 発注者は、合理的理由なく、前項の承認を拒絶しない。
- 4 発注者が受注者に対し、モニタリング実施計画書受領の日から 14 日以内に、合理的な理由なく、何らの通知又は指示をしない場合には、発注者がモニタリング実施計画書を承認したものとみなす。

第 31 条（サービス仕様等を満たさない場合等の措置）

- 1 前条のモニタリングの結果により、受注者による本事業の実施が仕様書等に定めるサービス仕様及び業務仕様を満たしていないと発注者が判断した場合には、発注者は受注者に対して改善勧告を行う。受注者は発注者からの改善勧告を受けた場合、直ちに改善計画書を作成し、発注者に対して提出し、その承認を得るものとする。
- 2 受注者による本事業の実施が仕様書等に定めるサービス仕様及び業務仕様を満たさないおそれが非常に高いと発注者が判断した場合には、発注者は受注者に対して改善注意を行うも

のとする。

- 3 前条のモニタリングの結果により、受注者による本事業の実施が仕様書等に定めるサービス仕様及び業務仕様を満たしていないと発注者が判断した場合には、発注者は受注者の意見を聴取する等の検討を行ったうえ、別紙2及びモニタリング実施計画書に基づきペナルティポイントを付与することにより受注者に対する対価の減額等を行うものとする。

第5章 受注者に対する支払及び業務内容・範囲等の変更

第32条（対価の支払）

発注者は、本事業について、第30条に定めるモニタリングの結果を基に履行の確認を行い、別紙2に従い、受注者から請求書を受領してから30日以内に、モニタリングの結果に応じた対価を支払うものとする。

第33条（消費税及び地方消費税）

- 1 本契約締結後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が変更された場合であっても、初期費用に係る発注者の税込支払総額は変更しない。
- 2 本契約締結後に消費税等の税率が変更された場合、変更後の税率が適用されるサービス費用については、発注者は、本契約の前文第4項を何ら変更することなく、税抜対価に当該税率を乗じて算定した消費税等の額を加算した額を支払うものとする。

第34条（業務内容・範囲等の変更及び対価の見直し）

- 1 社会情勢の変化、法制度の改正、技術革新その他合理的な理由により事業に関する条件を変更すべきと合理的に判断される場合は、発注者及び受注者は本事業の内容及びサービスの対価（増額又は減額を含む。）について協議を行うことができる。
- 2 対価の見直しに係る協議は、各年度において発注者又は受注者の申出により実施できるものとする。
- 3 対価の見直しを行った場合は、見直し後3年間は原則として再度の対価見直しを行わないものとする。

第35条（大規模法制度改正対応）

- 1 法制度の新設あるいは抜本的な改正により、システムの設計・構造に、本事業の内容又は範囲について、通常のバージョンアップでは更新が実施できない程度の大幅な変更が合理的に必要であると発注者が認める場合、本事業の内容又は範囲について変更を行う。
- 2 前項に係る本事業の内容、範囲により必要となる追加費用については、発注者及び受注者が協議の上、別紙2に従い発注者が定めるものとする。
- 3 第1項の場合において必要となるシステム構築業務の仕様書、当該システムの供用開始予定日、当該システムに係るサービス仕様及び業務仕様、当該システムに係るモニタリング・減額方法等の必要事項は、受注者の提案を基に、発注者と受注者が協議の上、発注者が定めるものとする。

第36条（業務追加対応）

- 1 発注者は、本契約期間中に本件システムについて必要であると認めたときは、別紙4に定める業務仕様以外に業務を追加し、受注者に対し、システムの追加やコンサルティングサービス等の追加を行わせることができる。
- 2 前項に係る本事業の内容、範囲により必要となる追加費用については、発注者及び受注者が協議の上、別紙2に従い発注者が定めるものとする。
- 3 第1項の場合において必要となるシステム構築業務の仕様書、当該システムの供用開始予定日、当該システムに係るサービス仕様及び業務仕様、当該システムに係るモニタリング・減額方法等の必要事項は、受注者の提案を基に、発注者と受注者が協議の上、発注者が定めるものとする。

第37条（機能追加対応）

- 1 発注者は、本契約期間中に本件システムについて必要であると認めたときは、別紙2に定める基本サービス以外に、受注者に対し、システムの変更・追加やコンサルティングサービス等の追加を行わせることができる。
- 2 前項に係る本事業の内容、範囲により必要となる追加費用については、発注者及び受注者が協議の上、別紙2に従い発注者が定めるものとする。
- 3 第1項の場合において必要となるシステム構築業務の仕様書、当該システムの供用開始予定日、当該システムに係るサービス仕様及び業務仕様、当該システムに係るモニタリング・減額方法等の必要事項は、受注者の提案を基に、発注者と受注者が協議の上、発注者が定めるものとする。

第6章 著作権その他の知的財産権

第38条（知的財産権の取扱い）

- 1 本事業の遂行の過程において、発注者又は受注者のいずれか一方のみにより発明、考案又はノウハウ等の案出（以下、あわせて「発明等」という。）がなされた場合、当該発明等に関する特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。）、ノウハウ等に関する権利（以下、あわせて「特許権等」という。）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属する。この場合、発注者又は受注者は、当該発明等を行った者との間で特許法第35条等に基づく特許を受ける権利の承継その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 受注者が従前から有していた特許権等を本件システムに利用した場合又は前項により受注者に帰属する特許権等が本件システムに利用された場合、受注者は発注者等に対して本契約に基づき本件システムを使用するために必要な範囲における当該特許権等の実施又は利用を無償で許諾する。
- 3 本事業遂行の過程で生じた発明等が発注者及び受注者に属する者の共同で行われた場合、当該発明等についての特許権等は発注者と受注者の共有（持分均等）とする。この場合、発注者及び受注者は、それぞれに属する当該発明等を行った者との間で特許を受ける権利等の承継その他必要な措置を講ずるものとする。なお、共有に係る特許権等の出願手続き、維持管理及びそれらに要する費用の負担については、両者協議の上、別途定めるものとする。
- 4 発注者等及び受注者は、前項の共同発明等に係る特許権等について、それぞれ相手方の同意等を要することなく、これらを自ら実施又は利用することができる。但し、これを第三者に実

施又は利用を許諾する場合、持分を譲渡する場合及び質権の目的とする場合は、相手方の事前の書面による同意を要するものとし、発注者等及び受注者はかかる同意を合理的な理由なく拒絶しないものとする。なお、第三者への実施許諾により得られた対価の配分については、持分割合、当該第三者に対する探索・交渉への貢献度等を考慮し、両者協議の上、別途定めるものとする。

- 5 前各項の定めにかかわらず、本事業の成果物の著作権については、次条の定めるところによる。

第39条（著作権の帰属）

- 1 本事業において作成された成果物（プログラム、マニュアルその他のドキュメント、各種計画等の著作物を含むがこれらに限られない。）の著作権（著作権法に規定する権利をいう。）は、すべて発注者と受注者の共有とする。但し、本件システムに組み込まれた別紙1記載のプロダクト等に関する著作権については、この限りでない。
- 2 受注者は、第10条の規定に基づき本事業の一部を第三者に再委託したこと等により、第1項に定める成果物の著作権が原始的に第三者に帰属する場合であっても、前項の定めに従い、発注者と受注者で著作権が共有されるようにしなければならない。
- 3 受注者は、別紙1記載のプロダクト等について、ライセンサーとの間でこれを発注者等が本件システムに関して使用することに支障がないような内容の使用許諾契約を締結しなければならない。また、受注者は、当該使用許諾契約の対価を、発注者に替わってライセンサーに支払うものとし、かかる対価は本事業の対価に含まれることを認める。
- 4 発注者及び受注者は、第1項の規定に従い共有する成果物の著作権を、それぞれ相手方の同意を要することなく自ら使用することができる。また、発注者及び受注者は相手方へ事前に通知することを条件に第三者に対して使用を許諾することができる。但し、受注者は、発注者等の秘密情報が成果物に含まれている場合は、当該秘密情報が第三者に開示されるおそれのない方法で、自ら使用又は使用許諾しなければならない。

第40条（著作者人格権）

- 1 受注者は、発注者等に対し、本事業の成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を一切行使しないものとする。
- 2 受注者は、著作者人格権が、受注者若しくは受注者の役員・従業員、又は第10条の規定に基づき本事業の一部が第三者に再委託された場合の当該第三者若しくはその役員・従業員に帰属する場合には、これらの者が発注者等に対して著作者人格権を行使しないようにしなければならない。

第41条（権利侵害に関する保証）

- 1 受注者は、本件システムが第三者の特許権、実用新案権、著作権、著作者人格権、営業秘密その他の知的財産権を侵害したことを理由として発注者等に対して訴訟の提起又はその他の紛争が発生した場合、かかる訴訟及び紛争（以下「クレーム」という。）を防御し、これにつき発生する一切の責任及び費用（合理的な弁護士費用を含む。）につき発注者等を補償し、かつ発注者等が一切不利益を受けないようにしなければならない。但し、発注者が、受注者に、クレームの発生を覚知してから30日以内に通知をし、防御及び全ての関連する解決に関する交渉を受注者が行うのに必要な援助、情報、権限を受注者に与えた場合に限る。

- 2 受注者は、前項のクレームに対して防御及び解決を図る場合、自らの費用負担により、以下のいずれかを行うものとする。
 - (1) 発注者等が本件システムを継続的に使用できる権利を取得すること
 - (2) 本件システムを、同等な機能を果たしつつ権利侵害を起こさない物へ交換するか又は補修すること
- 3 受注者は、クレームが以下を原因として発生した場合、その程度に応じて前各項に規定される義務を免除されるものとする。
 - (1) 発注者等による本件システムの改変
 - (2) 本件システムと他のプログラム又はデータとを組み合わせた使用（システムを単独で使用的場合にはクレームが発生しなかった場合に限る）
 - (3) 発注者等による本件システムの本契約の目的外の使用

第7章 秘密保持及び個人情報の保護

第42条（個人情報保護）

- 1 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例その他個人情報の保護に関する法令及びガイドライン等及び別紙6記載の事項を遵守し、本事業に関わる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいい、同法の改正後は同法の改正後の定義に従う。）を適正に取り扱わなければならない。
- 2 受注者は、本事業に関わる個人情報を、第三者に漏洩してはならず、また、第三者（第10条の規定に基づき本事業の一部を委託した第三者であって、受注者が本契約における受注者と同等以上の個人情報保護義務を課した者を除く。）に開示してはならない。
- 3 受注者は、モニタリング実施計画書に従い、本事業に関わる個人情報へのアクセス状況について報告書を作成し、定期的に発注者に提出しなければならない。

第43条（守秘義務）

- 1 発注者又は受注者は、あらかじめ相手方から書面による承諾を得た場合を除き、本事業遂行のために相手方より提供を受けた情報（以下「秘密情報」という。）を本事業の目的のみに使用し、第三者（第10条の規定に基づき本事業の一部を委託した第三者及び発注者の指定する者を除く。）に開示又は漏洩してはならない。但し、権限ある裁判所又は行政機関から開示を命じられた場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、以下の各号の情報は、秘密情報には該当しないものとする。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 独自に開発した情報
 - (4) 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
- 3 本条は、本契約の終了後も、有効に存続するものとする。

第44条（個人情報保護義務・守秘義務違反の場合の措置）

- 1 受注者が前2条の規定に違反して、本事業に関わる個人情報又は秘密情報を第三者に開示又

は漏洩したときは、別紙２及びモニタリング実施計画書に基づき、本事業の改善勧告、受注者に対する支払いの減額等の措置をとるものとする。

- 2 受注者は、前項の場合において、発注者等に損害がある場合には、その損害を賠償しなければならない。
- 3 発注者は、第１項の場合、その他受注者が本契約に違反しているおそれがあると発注者が認める場合、第１４条に定める業務実施場所、その他受注者又は受注者の委託先等の事業所に立ち入り、個人情報及び秘密情報の取り扱い状況、その他本事業の実施状況について、検査することができる。

第８章 契約期間及び契約の終了

第４５条（契約期間）

- 1 本契約は、締結日から効力を生じ、令和２年３月３１日をもって終了する。なお、発注者及び受注者は、本契約終了日の２年前に、本契約終了後の本事業の引き継ぎその他の事項についての協議を開始するものとする。
- 2 本契約終了時の手続（本事業の引継ぎに必要な資料の提示、発注者等との会議等を含む。）に関する諸費用については、すべて受注者が負担する。

第４６条（受注者の帰責事由による契約の終了）

- 1 以下の各号の事由のいずれかが生じた場合、発注者は、受注者に対して通知した上で、本契約を終了させることができる。
 - (１) 受注者が、本事業を放棄し、３０日以上にわたりその状態が継続したとき。
 - (２) 受注者が、正当な理由なく、本契約に定める各業務に着手すべき期日を過ぎても着手せず、発注者が相当の期間を定めて催告しても合理的な説明がないとき。
 - (３) 受注者に係る破産、会社更生、民事再生、特別清算その他の倒産法制上の手続について、受注者の取締役会でその申立てを決議したとき又は受注者若しくはその他の第三者によりその申立てがなされたとき。
 - (４) 本契約の締結にあたり、受注者に不正な行為があったとき。
 - (５) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと発注者が認めたとき。但し、是正により回復可能な違反の場合には、発注者が相当の期間を定めて当該違反行為の是正を求めたにも関わらず、当該期間内に違反行為の是正がなされなかった場合に限る。
 - (６) 暴力団（甲府市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（甲府市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるものに委託代金債権を譲渡したとき。
 - (７) 受注者、受注者の委託先又は共同企業体（受注者が共同企業体であるときはその構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項（第6号及び第7号を除く）により本契約が終了した場合、発注者は、本事業の履行済みの部分に相当する未払いの金額を、発注者の指定するスケジュールにより支払う。
- 3 第1項により本契約が終了した場合、受注者は、発注者の被った損害額、及び、発注者が本事業及び本件システムに関し、他の事業者が適用するシステムないしサービスに支障なく移行するために必要な費用全額（当該他の事業者によるシステム構築のための初期費用等を含む。）を違約金として支払わなければならない。発注者はかかる損害額と発注者が支払うべき対価を対当額において相殺することができる。ただし、本項によって、受注者の発注者に対する損害賠償義務が制限ないし免除されるものではない。
- 4 受注者の責めに帰すべき事由により本事業の一部を終了することとなった場合には、当該本事業の一部の終了時点から、対価を減額するものとし、受注者は、発注者の被った損害額、及び、発注者が本事業及び本件システムに関し、他の事業者が適用するシステムないしサービスに支障なく移行するために必要な費用全額（当該他の事業者によるシステム構築のための初期費用等を含む。）を違約金として支払わなければならない。発注者はかかる損害額と発注者が支払うべき対価を対当額において相殺することができる。ただし、本項によって、受注者の発注者に対する損害賠償義務が制限ないし免除されるものではない。
- 5 詳細な判断基準や算定方法については、事業者からの提案と前計画での基準・実績を踏まえ決定する。

第47条（談合その他不正行為による発注者の解除権及び公正入札違約金）

- 1 発注者は、受注者が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができる。
- （1）公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき。
- （2）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が本契約を解除するか否かを問わず、受注者は、本契約の対価の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

- 3 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。
- 4 第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第48条（発注者の帰責事由による契約の終了）

- 1 以下の各号の事由のいずれかが生じた場合、受注者は、発注者に対して通知した上で、本契約を終了させることができる。
 - (1) 発注者が、本契約に基づく受注者に対する支払いを、正当な理由なく支払期限到来後60日を過ぎても行わないとき。
 - (2) 発注者が本契約に違反し、受注者が相当の期間を定めて当該違反行為の是正を求めたにもかかわらず、当該期間内に違反行為の是正がなされず、受注者が本事業を実施することが不可能となったとき。
- 2 前項により本契約が終了した場合、発注者は、本事業の履行済みの部分に相当する未払い金額を、当初定められた支払いのスケジュールに従い支払う。これに加えて、発注者は、受注者の被った損害額を賠償しなければならない。
- 3 専ら発注者の責めに帰すべき事由により本事業の一部を終了することとなった場合には、当該本事業の一部の終了につき発注者及び受注者が合意した日（合意が成立しなかった場合には終了の日）の1年後の日から、対価を減額するものとし、本項は、当該一部終了に関する発注者の全ての責任を定めたものとする。
- 4 詳細な判断基準や算定方法については、事業者からの提案と前計画での基準・実績を踏まえ決定する。

第49条（法令変更及び不可抗力による契約の終了）

- 1 法令の変更又は不可抗力により、本項各号のうちいずれかに該当することとなった場合には、発注者は、受注者と協議の上、本契約の全部又は一部を終了させることができる。
 - (1) 本事業の継続が不要又は不能となった場合
 - (2) 本事業の継続に過分の費用を要する場合
- 2 前項により本契約が終了した場合、発注者は、本事業の履行済みの部分に相当する未払い金額を、当初定められた支払いのスケジュールに従い支払う。但し、あらかじめ書面に対策を合意した事項について、当該対策が当該事項の発生等の際に想定どおりに稼働しなかった場合は、受注者の負担とし、発注者は、当該対価を支払わないものとする。
- 3 第1項に基づき本契約の一部を終了した場合には、別段の合意のない限り、当該本事業の一部の終了につき発注者及び受注者が合意した日（合意が成立しなかった場合には終了の日）の1年後の日から、対価を減額するものとする。
- 4 発注者及び受注者は、不可抗力により本契約に基づく義務の履行の全部又は一部ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。
- 5 詳細な判断基準や算定方法については、事業者からの提案と前計画での基準・実績を踏まえ決定する。

第9章 表明保証及び誓約

第50条（受注者の表明保証及び誓約）

- 1 受注者は、発注者に対して、本契約締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。
 - （1）受注者は、適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本契約を締結して本契約の規定に基づく義務を履行する権限及び権利を有していること。
 - （2）受注者による本契約の締結及び履行は、受注者の目的の範囲内の行為であり、受注者が本契約を締結し履行することにつき法律上及び受注者の社内規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
 - （3）本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、受注者に適用のある法令に違反せず、受注者が当事者である若しくは受注者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は受注者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - （4）本契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある受注者の債務を構成し、本契約の規定に従い強制執行可能な受注者の債務が生じること。
- 2 受注者は、本契約に基づく一切の債権債務が消滅するに至るまで、発注者の事前の承認なしに、本契約上の地位及び本事業について発注者との間で締結した契約に基づく契約の地位について、これを譲渡、担保提供その他の処分（会社分割や合併による包括承継を含む。）をしないことを、発注者に対し誓約する。

第51条（契約終了後の措置）

- 1 受注者は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合は、発注者等から本事業に関し貸与又は提供を受けた施設、機器、物件又は資料等を遅滞なく発注者等に返還し、受注者又は受注者の委託先等が管理する媒体に電子的に保存された秘密情報については復元不能な方法により消去しなければならない。なお、貸与又は提供されたものに滅失又は毀損等の損害が生じている場合は、受注者はその損害を発注者等に賠償するとともに、施設については受注者の負担において原状に復帰させなければならない。
- 2 受注者は、契約期間終了までに、発注者の求めに従い、本事業を発注者が継続して遂行できるよう必要な措置を講じるか、又は他のシステムに移行する作業を支援しなければならない。但し、作業範囲及び条件については、あらかじめ発注者及び受注者で協議の上定めるものとする。
- 3 受注者は、本契約の全部または一部が契約期間中に中途終了した場合は、発注者及び受注者で協議の上、発注者の求めに従い、発注者の業務に必要なデータを提供する等、発注者の業務に支障が出ないように他のシステム又はサービスに遅滞なく移行するために必要な全ての措置を講じなければならない。
- 4 本契約終了に伴う手続（本事業の引継ぎに必要な資料の提示、発注者等との会議、前3項に基づく対応等を含む。）に関する諸費用については、すべて受注者が負担する。
- 5 発注者は、受注者が所有する設備、機器又はソフトウェア等で、本事業の遂行に必要なものについては、発注者及び受注者で協議して定める適切な価格で買い取ることができる。但し、これに該当しない設備、機器又はソフトウェア等のうち発注者から指示があったものについては、受注者の責任と負担において撤収しなければならない。

第52条（表明保証及び誓約違反の場合の損害賠償）

受注者が本章に規定する表明保証及び誓約に違反した場合、違反により発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

第10章 その他

第53条（損害賠償責任）

- 1 発注者及び受注者は、本契約に明示的に規定する場合を除き、本契約の履行に関し相手方に損害を与えたときは、発注者及び受注者によるその損害額等についての協議のうえ、本契約の全期間における対価の総額を限度として賠償責任を負うものとする。但し、当事者の責めに帰すことができない事由から生じた損害については、賠償責任を負わないものとする。なお、故意又は重大な過失に起因する損害については、前段の賠償の限度額に関する定めは適用しない。

第54条（増加費用等）

- 1 本契約の締結後における増加費用は、本契約において別に明示的に定めるものを除き、本件システムの構成・変更・更新・撤去及び本件システムに受注者が利用した第三者製品に起因する障害対応等を含め、全て受注者が負担するものとする。
- 2 本契約の締結後における発注者の庁舎移転等の発注者側の事情により、本事業に関して増加費用が発生した場合には、本契約において別に明示的に定めるものを除き、合理的と判断される最低限の費用を発注者が負担するものとする。なお、かかる事情変更により本契約に関し変更が必要な条件等がある場合、発注者及び受注者は協議を行い必要な調整を行うものとする。
- 3 本契約の締結後における受注者の拠点変更・組織変更等の受注者側の事情により、本事業に関して合理的な増加費用が発生した場合には、本契約において別に明示的に定めるものを除き、受注者が負担するものとする。なお、かかる事情変更により本契約に関し変更が必要な条件等がある場合、発注者及び受注者は協議を行い必要な調整を行うものとする。
- 4 本契約の締結後における天災等の不可抗力による増加費用については、本契約において別に明示的に定めるものを除き、受注者により付された保険によりてん補された部分を除く費用を、原則として発注者及び受注者が共同して負担するものとする。但し、あらかじめ書面で対策を合意した事項について、当該対策が当該事項の発生等の際に想定どおりに稼働しなかった場合は、受注者の負担とするものとする。

第55条（第三者損害等）

- 1 受注者は、本事業の実施に起因して、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち専ら発注者の責めに帰すべき事由（発注者が事業関係図書により受注者に提示した条件に関するものを含む。）より生じたものについては、受注者により付された保険によりてん補された部分を除き、発注者が負担しなければならない。
- 2 受注者は、住民、企業又は発注者の職員からの本事業に関する要望活動・訴訟に起因して、本事業に関して合理的な増加費用が発生した場合、当該費用は受注者の負担とする。但し、当該費用のうち専ら発注者の責めに帰すべき事由より生じたものについては、受注者により付

された保険によりてん補された部分を除き、発注者が負担しなければならない。

第56条（契約不適合責任）

- 1 本契約に基づき受注者から発注者に提供される本件システムその他一切の成果物（以下、本条において「成果物」という。）について契約の内容に適合しないもの（バグ及びセキュリティホールを含むがこれらに限られない。）であることが判明した場合には、発注者は受注者に対して相当の期間を定めて履行の追完を請求することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する履行の追完に代えて、又はその追完とともに、受注者に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 前2項に規定する履行の追完の請求は各成果物の発注者への納入後運営管理期間の終了までの間に限り、損害賠償請求は、発注者が契約不適合を知った時から1年以内に限り行使することができる。ただし、成果物の引渡し（運営管理期間中の成果物にあっては、当該不適合の発生）の時に於いて、受注者が当該契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

第57条（公租公課の負担）

本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、本契約に別段の定めがない限り、すべて受注者の負担とする。

第58条（協議）

本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）によるほか、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。